

土木工事監督技術基準（案）

改定経緯

建設省技調発第94号	昭和51年2月26日
（改正）建設省技調発第325号	昭和61年6月24日
（改正）建設省技調発第121号	平成7年9月29日
（改正）建設省技調発第71号	平成8年3月27日
（改正）建設省技調発第91号	平成10年3月30日
（適用追加）建設省技調発第66号	平成11年3月25日
（改定）建設省技調発第74号	平成12年4月17日
（改定）国官技第345号	平成15年3月31日

土 木 工 事 監 督 技 術 基 準 (案)

(目的)

第1条 この技術基準は、地方建設局請負工事監督検査事務処理要領第11に基づき、地方整備局の所掌する土木工事（港湾空港部所掌を除く）の請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

- (1)「監督」・・・契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2)「監督職員等」・・・監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していい、監督職員等とは、監督職員及び現場監督員（現場技術員を含む）を総称していう。
- (3)「監督の方法」・・・監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会い、把握）を総称していう。
 - ①指 示・・・監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - ②承 諾・・・契約図書で明示した事項で、請負者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。
 - ③協 議・・・書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
 - ④通 知・・・監督職員が請負者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
 - ⑤受 理・・・契約図書に基づき請負者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。
 - ⑥確 認・・・契約図書に示された事項について、監督職員等が臨場若しくは請負者が提出した資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめ、請負者に対して認めることをいう。
 - ⑦把 握・・・監督職員等が臨場若しくは請負者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、請負者に対して認めるものではない。
 - ⑧立会い・・・契約図書に示された項目について、監督職員等が臨場し、内容を確かめることをいう。

(監督の実施)

第3条 監督職員等は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。

なお、関連図書及び条項の欄は下記のとおりとする。

契・・・・・・・・・・契約書

共仕・・・・・・・・・・土木工事共通仕様書

適正化法・・・・・・・・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

適正化指針・・・・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
<p>1.契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容の把握</p> <p>(2) 施工計画書の受理</p> <p>(3) 施工体制の把握</p>	<p>契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。</p> <p>請負者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。</p> <p>「工事現場における適正な施工体制の確保等について」(平成13年3月30日付け、国官地第22号、国官技第68号、国営計第79号)「工事現場等における施工体制の点検要領の運用について」(平成13年3月30日付け、国官地第23号、国官技第69号、国営計第80号)「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け、国官技第70号、国営技第30号)により現場における施工体制の把握を行う。</p>	<p>契 第10条 共仕第1編1-1-2</p> <p>共仕第1編1-1-4</p> <p>適正化法 第14条</p> <p>適正化指針 4.(3)</p>

<p>(4) 契約書及び設計図書に基づく指示承諾、協議、受理等</p>	<p>契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。</p>	<p>契 第 9 条 共仕第 1 編 1 - 1 - 6</p>
<p>(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</p>	<p>① 契約書第 18 条第 1 項の第 1 号から第 5 号までの事実を発見したとき、又は請負者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当官等の承認を受ける。なお必要に応じて、設計担当者等の立会いを求めることができる。</p> <p>② 前項の調査結果を請負者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p>	<p>契 第 18 条 共仕第 1 編 1 - 1 - 3</p> <p>契 第 18 条</p>
<p>(6) 変更設計図面及び数量等の作成</p>	<p>一般的な変更設計図面及び数量について、請負者からの確認資料等をもとに作成する。</p>	<p>契 第 18 条 共仕第 1 編 1 - 1 - 14</p>
<p>(7) 関連工事との調整</p>	<p>関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を請負者に対し指示を行う。</p>	<p>契 第 2 条</p>
<p>(8) 工程把握及び工事促進指示</p>	<p>請負者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	<p>契 第 11 条 共仕第 1 編 1 - 1 - 24</p>
<p>(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知</p>	<p>契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。</p>	<p>共仕第 1 編 1 - 1 - 15</p>

<p>(10) 契約担当官等への報告</p> <p>1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告</p> <p>2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告</p> <p>3) 不可抗力による損害の調査及び報告</p> <p>4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p> <p>5) 部分使用の確認及び報告</p>	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>② 請負者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当官等へ報告する。</p> <p>工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当官等へ報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当官等へ報告する。</p> <p>部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契 第 20 条 共仕第 1 編 1 - 1 - 13</p> <p>契第 17 ~ 21 条 契 第 43 条</p> <p>契 第 27 条</p> <p>契 第 29 条 共仕第 1 編 1 - 1 - 38</p> <p>契 第 29 条</p> <p>契 第 28 条</p> <p>契 第 33 条 共仕第 1 編 1 - 1 - 22</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し契約担当官等へ報告する。	契 第 34 条
7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、契約担当官等へ報告する。	契 第 37 条
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当官等への措置請求を行う。	契 第 12 条
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 契約書第 46 条第 1 項及び第 47 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当官等に対して措置請求を行う。	契 第 46 条 契 第 47 条
	② 請負者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当官等へ報告する。	契 第 48 条
	③ 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、契約担当官等へ報告する。	契 第 49 条
2.施工状況の確認等		
(1) 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。 ①工事基準点の指示 ②既設構造物の把握	共仕第 1 編 1 - 1 - 37

	<p>③支給（貸与）品の確認</p> <p>④事業損失防止家屋調査の立会い</p> <p>⑤請負者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥工事区域用地の把握</p> <p>⑦その他必要な事項</p>	<p>契 第 15 条 共仕第 1 編 1 - 1 - 16</p> <p>共仕第 1 編 1 - 1 - 35</p> <p>契 第 16 条 共仕第 1 編 1 - 1 - 7</p>
(2) 指定材料の確認	<p>設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は確認を行う。</p>	<p>契第 13 ～ 14 条 共仕第 2 編第 1 章第 2 節</p>
(3) 工事施工の立会い	<p>設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。</p>	<p>契 第 14 条</p>
(4) 工事施工状況の確認（段階確認）	<p>設計図書に示された施工段階において別表 1 に基づき、臨場等により確認を行う。</p>	<p>共仕第 3 編 1 - 1 - 6</p>
(5) 工事施工状況の把握	<p>主要な工種について、別表 2 に基づき適宜臨場等により把握を行い（別紙）に記録する。</p>	

<p>(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握</p>	<p>建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、請負者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p>	<p>共仕第 1 編 1 - 1 - 18</p>
<p>(7) 改造請求及び破壊による確認</p>	<p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 契約書第 13 条第 2 項若しくは第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	<p>契 第 9 条 契 第 17 条</p> <p>契 第 17 条</p>
<p>(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し</p>	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当官等が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当官等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置をとる。</p>	<p>契 第 15 条 (共仕第 1 編 1 - 1 - 16)</p> <p>契 第 15 条 (共仕第 1 編 1 - 1 - 16)</p>

3. 円滑な施工の確保		
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	(共仕第 1 編 1 - 1 - 35)
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	(共仕第 1 編 1 - 1 - 35)
4. その他		
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	共仕第 1 編 1 - 1 - 17
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対し臨機の措置を求める。	契 第 26 条 (共仕第 1 編 1 - 1 - 41)
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、事務所担当課に報告する。	共仕第 1 編 1 - 1 - 29
(4) 工事成績の評定	総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき請負工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。	共仕第 1 編 1 - 1 - 20 - 4
(5) 工事完成検査等の立会	原則として主任監督員、監督員は工事の完成、既済、完済、中間技術の各段階における工事検査の立会いを行う。	共仕第 1 編 1 - 1 - 20 - 4
(6) 検査日の通知	工事検査に先立って、契約担当官等の指定する検査日を請負者に対して通知する。	共仕第 1 編 1 - 1 - 20 - 3

段 階 確 認 一 覧

一般：一般監督
重点：重点監督
1/4

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		プル-カ-リグ 実施時	プル-カ-リグ 実施状況	1回/1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
バ-チカドレーン 工	サドドレーン 袋詰式	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
	サドドレーン ハ-ドレーン	施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
締固め改良工	サド コハ クヨハ ル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメント攪拌 生石灰パル	施工時	使用材料、深度	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回/20本 重点：1回/10本
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/75本 重点：1回/50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		掘削完了時（中堀杭）	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時（中堀杭）	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
場所打杭工	リバーシ杭 オルケーソグ杭 アストリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回／3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回／3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回／3本 重点：全数
オプソク-ソ 基礎工 ニューマチック-ソ 基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回／1構造物
		本体設置前(オプソク-ソ)	支持層	
		掘削完了時(ニューマチック-ソ)		
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1ロット
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
置換工 （重要構造物）		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回／1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回／1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回／1工事
重要構造物 （橋脚・橋脚を 含む） 躯体工（橋台） RC 躯体工 （橋脚） 橋脚基礎工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
		床掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回／1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度/1構造物 重点：60％程度/1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回／1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回／1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度/1構造物 重点：60％程度/1構造物
鋼 橋		仮組立て完了時（仮組立て が省略となる場合を除く）	カンバー、寸法等	一般：——— 重点：1回／1構造物
ポストテンション T(II) 桁製作工 プレキャストボックス 組立工 プレキャスト製作工 PC和-スラ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押し箱桁 製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5％程度/総ケーブル数 重点：10％程度/総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業導入完了時	設計図書との対比	一般：10％程度/総ケーブル数 重点：20％程度/総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立て完了 時（工場製作を除く）	使用材料、 設計図書との対比	一般：30％程度/1構造物 重点：60％程度/1構造物
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変更毎）	吹き付けコンクリート厚、 ロックボルト打ち込み本数及び 長さ	1回／支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回／構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回／ 構造の変化毎の頻度 の多い方 ※重点監督：地山等級が D,Eのもの 一般監督：重点監督以外
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回／200m以上臨場により確認
トンネル内張り工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回／構造の変化毎

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
鋼板巻立て工	フーチング定着 アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿 孔工	削孔長、径、間隔、 孔内状況	1回 / 1 構造物
	鋼板取付け工、 固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完 了時	施工図との照合、 材片の組合せ精度	1回 / 1 構造物
	現場溶接工	溶接前	仮付け溶接前の開先面の清 掃と乾燥状況・材片の組 合せ状況、仮付け溶接の寸法 ・外観状況	1回 / 1 構造物
		溶接完了時	溶接部の外観状況	
	現場塗装工	塗装前	鋼板面の素地調整状況	1回 / 1 構造物
		塗装完了時	外観状況	
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	

注)・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。

なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。

- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ニ その他

別表2

施工状況把握一覧

一般：一般監督
 重点：重点監督
 1/1

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
オープン基礎工 ニューマチック工 基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
場所打杭工	リブ杭 ホウソウ杭 アースリブ杭 大口徑杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を 含む) 躯体工(橋台) RC躯体工 (橋脚) 橋脚マシナ工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
ホーステンションT(I)桁 製作工 プレキャスト製作工 PC和スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押し箱桁 製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
トンネル工		施工時(支保工変更毎)	施工状況	一般：1回/支保工変更毎 重点：1回/支保工変更毎 ただし、最低10支 保工毎 ※重点監督：地山等級が D,Eのもの 一般監督：重点監督以外
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷均し・転圧時	使用材料、 敷均し・締固め状況	一般：1回/1工事 重点：2~3回/1工事
舗装工	路盤、表層、 基層	舗設時	使用材料、 敷均し・締固め状況、 天候、気温、舗設温度	一般：1回/1工事 重点：1回/3000m ²

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
塗装工		清掃・錆落とし施工時	清掃・錆落とし状況	1回/1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	

注)・表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定することとする。

- ・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。
- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ニ その他